

2021年7月13日

報道関係者各位

## アパートオーナー様向け『みらいの安心遺言サービス』開始

公正証書遺言書作成から遺言執行までをサポート

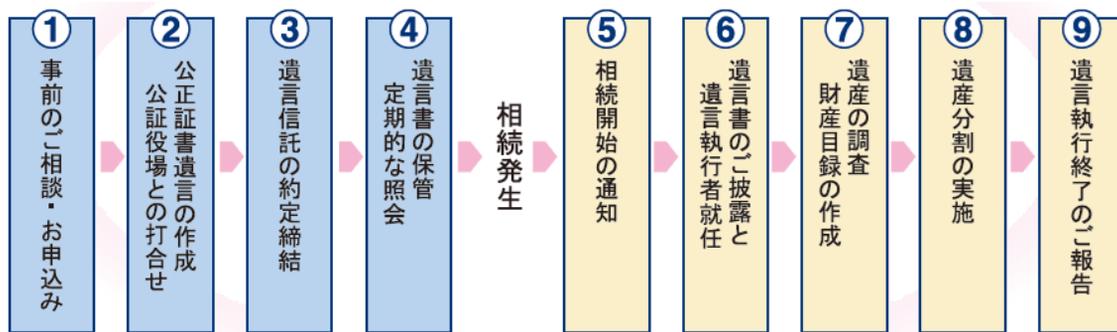
大東建託グループの、管理型信託会社である大東みらい信託株式会社(本社:東京都港区、代表取締役:田中正義)は、2021年4月より、遺言信託の新サービス『みらいの安心遺言サービス』を開始しました。

これまで、当社オーナー様が遺言書を作成する場合、銀行や弁護士、司法書士などに依頼するしかありませんでした。そこで、大東みらい信託では、過去の資産承継相談実績を活かし、オーナー様が安心して相続を行えるよう、公正証書遺言の作成から遺言執行までを遺言執行者としてサポートするサービスをスタートしました。手数料は銀行、弁護士などと比較して低価格で提供するとともに、遺産相続をめぐる家族の争いを防ぎたい、相続人の一部に財産を多く与えたい、などのオーナー様のニーズに対応していきます。

当社グループは今後も、オーナー様の円満で円滑な資産承継や安全な資産管理のサポートを行っていきます。

### ■ 遺言信託のしくみ

遺言書作成のお手伝いから、遺言書の保管、遺言の執行に至るまで、大東みらい信託が遺言執行者として、遺言書どおりの遺産分配などを行います。



※ 遺言執行の対象となる財産は、遺言の内容に従って当社が執行できる範囲に限ります。

※ 当社の審査によりお申し込みの意に添えない場合があります。

### ■ 遺言信託関連手数料

項目	金額
取扱手数料	110,000円(内消費税額等10,000円)
保管料(年)	5,500円(内消費税額等500円)
変更手数料	55,000円(内消費税額等5,000円)
執行報酬	<p>特定財産(不動産、金銭等)の価額(消極財産を含まない)に下記料率を乗じて算出される額。 ただし1,100,000円(内消費税額等100,000円)を最高報酬とします。 料率:(不動産)0.5% (金銭等)0.2% ※特定財産の価額は、相続税評価額(各種軽減前)とします。</p>

## ■ 他社との手数料比較

信託銀行や弁護士と比較して、低価格の手数料で遺言信託サービスをご利用いただけます。

例) 財産額1億5千万円(不動産1億円、金銭5千万円)の税込(消費税10%)手数料。  
保管料は保管期間を20年とした試算。

	当社	A信託銀行	B弁護士事務所
取扱手数料	110,000円	1,100,000円	165,000円
保管料	110,000円	110,000円	110,000円
執行報酬	660,000円	1,375,000円	1,650,000円
手数料合計	880,000円	2,585,000円	1,925,000円

※ 当社調べ。A信託銀行は支払い総額を抑えた手数料プランで、銀行への預かり財産を0円とした試算。

※ 次に示すものを含む諸費用等は、別途お客様にご負担いただきます。

- ・ 戸籍謄本等のお取り寄せ費用
- ・ 公正証書遺言の作成に係る公証人手数料
- ・ 預貯金等の残高証明書の発行手数料
- ・ 不動産の相続登記費用 など

## ■ 会社概要

会社名 : 大東みらい信託株式会社  
代表者 : 代表取締役 田中正義  
所在地 : 東京都港区港南2-16-1 品川イーストワンタワー21階  
設立 : 2014年4月  
資本金 : 1億5,000万円  
株主 : 大東建託株式会社(100%)  
事業内容 : 不動産管理信託を中心とする信託業務  
資産承継・資産管理に関するコンサルティング業務  
登録 : 管理型信託業 関東財務局長(信3)第10号  
HP : <https://www.daitomirai.com/>